12 琉球国中山王尚寧起請文(島津家文書)(国宝)

五・九㎝、横六二・一㎝。 S島津家文書 - 五 - 七。続紙、 通。 第一紙、

文と称す。神文の料紙には、牛王宝印(護符)を裏分を前書、神仏の名をあげて呪詛をかけた部分を神ば神仏の罰を蒙るであろうと述べた文書。宣誓の部 文は、 野那智神社の那智瀧宝印(「那智瀧宝印」の文字を烏 返して使うことが行われた。この文書も、神文に態 あることがらを宣誓し、万一その内容に偽りがあれ 謝名利山(唐名、鄭迥)は斬首になった。起請文は、 えられる。 を琉球側に示し、同二十一日に勝連親方外五名連署 出した起請文である。月のみで日付の記載はないが、 津家久から安堵され、 拝謁させた。慶長十六年九月琉球国中山王尚寧起請 み取れるか。 点と宝珠で表現したもの)七枚を使用する。「身を貴 えられる。起請文への署名を拒否した三司官の一人の起請文が提出されているので、この間の作成と考 九月十九日に薩摩側が政治指針である「掟十五条_ 以下百余名を鹿児島へ連行し、東上し家康、秀忠に の籠の中にあるが如し」の一文に尚寧の無念さを読 国に寄するの上は、 可を得て琉球に出兵し征服した。降伏した国王尚寧 慶長十四(一六〇九)年、島津家は徳川家康の許 鹿児島に戻った尚寧が、琉球国を薩摩藩主島 永く帰郷の思を止めて、宛も鳥 帰国の前に家久に宛てて差し

〔 釈文〕

天罰霊社起請文之事

琉球之儀、 自往古、

之方物、其礼義終無怠矣、就中 **薩州島津氏之附庸、** 以奉祝焉、或時々以使者・使僧、 依之、 太守被譲其位之時者、 献陋邦

永々代々対薩州々君、毛頭不可存疎意事 式可相勤旨、雖無其疑、 於貴国上者、永止帰郷之思、宛如鳥之在籠中、然 御法度多罪々々、因茲、球国被破却、且復、 大閤秀吉公之御時所被定置者、 家久公有御哀憐、 其履、 如此之御厚恩、 匪啻遂帰郷之志、 遠国之故不能相達、 相附 何以可奉謝之哉 薩州徭役諸 割諸島、 右之 寄身

御厚恩之旨、 到子々孫々、 可令相伝事 譲与此霊社起請文之草案、 不可忘

> 所被相定之御法度、曽以不可致違乱事、 右條々、偽於有之者、

敬白天罰霊社上巻起請之事

(神文略)

仍霊社上巻起請文如件

中山王

慶長十六年新菊月 羽林家久公 尚寧

一馬來一個自然古形 到子、花、秋泉電北起請文 梅州七五色致奇在路京直 家公有神養機正言逐怒婦人本部转島以供我 其原野人所奏思何の春街一大小小人人 所我相定一的住後實以不可数過記重 我国上者水場外心思死かると支持中 请我方面物有维告其輕害周:被不疑相逢者 大同方言的三所将所被定置了有問 時戶處機以季祝宮藏佛上以近者改信献施邦 九江度分原"一周或城周故处却 花川島法心:路廣体 な思し有可な相待を ~方物其行義 修可意有就中 我院之伤我有 天罰塞私起請文之方 大年松課其位 且機多子 至不可為沙 商州福江





12 琉球国中山王尚寧起請文(島津家文書)